

埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱

平成27年4月23日決裁

(趣旨)

第1条 県は、地域商業活性化を図るため、埼玉県内商店街の連絡協調及び組織強化を実施する埼玉県商店街連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 街バルめぐり促進事業
- (2) 商店街来店者増進キャンペーン推進事業
- (3) 環境にやさしい商店街応援事業
- (4) SDGs推進商店街応援事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の事業を実施するのに要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は知事が別に定めるものとし、その提出部数は（正副）2部とする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は添付を要しない。

4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 会員名簿

5 連合会は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限

りでない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は様式第2号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、前条第5項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第5項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、前条第5条ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該地方消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(計画の変更等の承認)

第8条 連合会は、次の各号の1に掲げる場合には、あらかじめ様式第4号による計画変更等の承認申請書1部を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 補助対象となる経費の配分を著しく変更しようとする場合

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 連合会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書1部を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故届出書の提出)

第10条 連合会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号による事故届出書1部を知事に提出し、書面によりその指示を受けなければならない。

(状況報告書)

第11条 連合会は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第7号による状況報告書1部を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日又は会計年度終了日のいずれか早い時期（ただし、第9条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内）とし、その提出部数は（正副）2部とする。

3 第5条第5項ただし書きにより交付申請した場合は、第1項の実績報告を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきには、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の概算払の請求）

第13条 連合会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第9号による補助金概算払請求書1部を知事に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第14条 規則第14条の補助金の確定通知は、様式第10号により行う。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 連合会は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第12条第3項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第16条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費		
	目	節	内 容
(1) 街バルめぐり 促進事業	旅 費	職 員 旅 費	街バルめぐり促進事業に要する旅費
	庁 費	会 議 費 会 場 借 料 資 料 購 入 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 雑 役 務 費 広 報 費	街バルめぐり促進事業に必要な経費
キャンペーン推進事業 (2) 商店街来店者増進	旅 費	職 員 旅 費	商店街来店者増進キャンペーン推進事業に要する旅費
	庁 費	会 議 費 会 場 借 料 資 料 購 入 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 雑 役 務 費 広 報 費 委 託 費 報 償 費	商店街来店者増進キャンペーン推進事業に必要な経費
(3) 環境にやさしい商店街 応援事業	旅 費	職 員 旅 費	環境にやさしい商店街応援事業に要する旅費
	庁 費	会 議 費 会 場 借 料 資 料 購 入 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 雑 役 務 費 広 報 費 委 託 費 報 償 費	環境にやさしい商店街応援事業に必要な経費
(4) SDGs推進商店街 応援事業	旅 費	職 員 旅 費	SDGs推進商店街応援事業に要する旅費
	庁 費	会 議 費 会 場 借 料 資 料 購 入 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 消 耗 品 費 雑 役 務 費 広 報 費 委 託 費 報 償 費	SDGs推進商店街応援事業に必要な経費

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

下記により埼玉県商店街連合会事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙のとおり
- 4 補助事業により期待される効果
- 5 補助事業完了予定年月日

（注）補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別紙

事業計画

1 連合会の概要

名称		所在地	
代表者名		電話番号	

2 事業内容等

事業名	
事業目的	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業内容	
事業効果	

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

総収入額 a		円	総事業費 f		円	
内 訳	県補助額 b		円	内 補助対象事業費 g		円
	事業収入額 c		円	補助対象外事業費 h		円
	連 合 会 負 担 額 d		円	※ $g \leq f - c$ 、 $a = f$ 、		
	その他収入額 e ()		円			

4 連合会負担額及びその他収入の内訳

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
計	d+e	—

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請があった埼玉県商店街連合会事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 支払方法 概算払いとする。

3 条件

(1) 連合会は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱（平成27年4月23日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。

(2) 連合会が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

また、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還をさせるものとする。

(3) 交付要綱第8条に規定する著しい変更は、次の各号に定める場合以外の変更をいい、知事の承認を受けなければならない。

ア 補助目的及び事業能率に関係しない程度の事業計画を変更する場合。

イ 別表補助対象経費の目の区分の相互間において、いずれか低い額の20%以下の経費の配分を変更する場合。

- (4) 連合会は、要綱第5条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (5) 連合会は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、連合会が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した時点で要綱第15条に定める様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部を知事に返還しなければならない。
- (6) 連合会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (7) 知事は必要に応じて、連合会に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第7条第1項の規定により、この交付決定通知のあった日から10日以内とする。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金申請取下げ届出書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上
記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、埼玉県商店街連合会事業費補助
金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

様式第4号（第8条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金に係る
（内容、経費の配分）の変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業
（内容、経費の配分）について、下記のとおり変更の承認を受けたいので、埼玉県商店街
連合会事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の内容

変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由	計 画 変 更 が 補 助 事 業 に 及 ぼ す 影 響

様式第5号（第9条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）の承認申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので、埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業中止の期間

様式第6号（第10条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業事故届出書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業について、下記のとおり事故があったので、埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び理由
- 4 事故に対する措置

（注）1 事故の理由を立証する書類を添付すること。

- 2 補助事業は交付決定通知書において、補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

様式第7号（第11条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、別紙のとおり、事業の遂行状況を報告します。

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

様式第8号（第12条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実績 別紙のとおり

（注）補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別紙 1

事 業 実 績

1 連合会の概要

名 称		所在地	
代表者名		電話番号	

2 事業内容等

事業名			
事業目的			
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		
事業効果			
評価項目	補助事業者	理 由	
事業開催の拡大	A・B・C		
事業参加者の増加	A・B・C		
総合評価	A・B・C		

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに
○印を付け、その理由を記載すること

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

総収入額 a	円	総事業費 f	円	
内 訳	県補助額 b	円	内 補助対象事業費 g	円
	事業収入額 c	円	内 補助対象外事業費 h	円
	連 合 会 負 担 額 d	円	※ $g \leq f - c$ 、 $a = f$ 、	
	その他収入額 e ()	円		

4 連合会負担額及びその他収入の内訳

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
計	d+e	—

5 経費の使用使用方法等

(単位 円)

経費区分	支出額	うち補助金の額	使用方法等 (内訳・積算等)
小計			—
合計	g	b	—

様式第9号（第13条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金概算払請求書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金について、埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱第13条の規定により下記金額の概算払を請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残 額
- 5 口座の種類等

金融機関名	支店（本店）名	口座名	口座番号
		普通預金口座 当座預金口座 口座名義（カタカナ）	

様式第10号（第14条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

様式第 11 号（第 15 条関係）

令和 年度埼玉県商店街連合会事業費補助金に係る消費税額及び
地方消費税額の確定に伴う報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった上記事
業の補助金について、埼玉県商店街連合会事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額（県が確定通知により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（上記 3 - 2）

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付してください。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8%（又は 10%）相当額が消費税
及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額とは限りません。